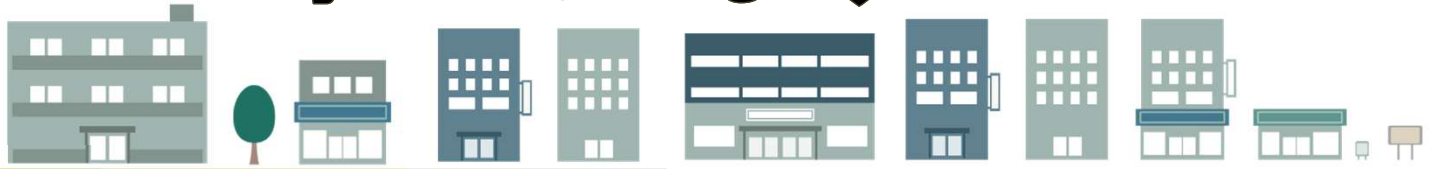


正しく

屋外広告物のルールを守っていますか？



①

許可対象なのに許可を受けていない

一部の屋外広告物を除き、許可を受ける必要があります。
許可を受けていない屋外広告物がある場合は、許可の必要性について流山市都市計画課都市景観係（04-7150-6087）にご確認ください。



②

工作物確認を受けていない

高さ4mを超える屋外広告物は、建築基準法（第88条第1項）による確認申請が必要です。



③

不燃材料を使っていない

防火地域内(※1)にある屋外広告物で、建築物の屋上に設置されているもの又は高さ3mを超えるものは、不燃材料(※2)で造るか覆う必要があります。



※ 上記事項のうち、②③については、建築基準法に係る内容のため、詳細については流山市建築住宅課(04-7150-6088)にご確認ください。

※ (※1)防火地域については流山市都市計画課(04-7150-6087)でお答えします。

(※2)不燃材料の確認についてはこちら

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

国交省 構造方法 認定



https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html